

国土交通省関係の「入札の経過」についてのお知らせ

平成25年11月29日

○「入札の経過」に掲載されている「入札調書」については、「入札調書」欄外に「上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。」との記載がありますが、入札案件によっては、入札金額が「入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額」の場合があります。

※工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分がある入札案件においては、入札金額が「入札者が見積もった契約希望金額のうち、108分の100に相当する部分と105分の100に相当する部分を合算した額に相当する金額」となる場合があります。

○「入札の経過」に掲載されている「契約情報」のうち、「契約金額」欄に記載のあるものについては、落札金額に100分の105を乗じた額を掲載しておりますが、契約案件によっては、契約金額が落札金額に100分の108を乗じた額の場合があります。

※工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分がある契約案件においては、契約金額が落札金額の一部に100分の108、それ以外の部分に100分の105を乗じた額を合算した額となる場合があります。

○システムの制約上、暫くの間、上記の表示となりますので、御了承下さい。